

1. 現状

(1) 駅員無配置駅のケース

現行バリアフリー基準 ○
現行バリアフリー基準 △

(2) 法令による現行規制

①バリアフリー法

・法においては、新設又は大規模改良時の鉄道駅に対しては、整備基準適合義務を課すが、既存鉄道駅については、努力義務としている。

・既存鉄道駅について

3000人/日以上の鉄道駅

法に基づく基本方針において、平成32年度までに原則バリアフリー化することを目標としている。

3000人/日未満であり係員が配置されていない鉄道駅

国の策定する公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン(義務ではない望ましい整備内容も含め具体的に示したもの)において、構造上、利用状況、立地特性等を踏まえつつも、移動経路・誘導案内設備・プラットホーム・コミュニケーション手段の確保等の配慮事項を考慮し、施設整備することが望まれるとされている。

②大阪府福祉のまちづくり条例

・平成21年度の改正において、バリアフリー法との重複整理を行い、都市施設(建築物・旅客施設・道路・公園・路外駐車場)に係る理念規定(訓示規定)及び建築物に係る法の委任規定(建築物に係る上乗せ・横出し規定)等に改めており、旅客施設に対する具体的な規定はない。

建築物

バリアフリー法により、自治体条例に上乗せ・横出しが委任されている。

道路・公園・路外駐車場

地方分権一括法により自治体条例によるものとされている。

旅客施設等

自治体条例に委ねられていない。

(3) 国の考え方(平成19年度近畿運輸局「交通消費者行政レポート」における無人駅に関する要望への回答)

・近畿運輸局では、各駅により状況が異なることもあり、「利用人員により一律な基準で係員を配置すること」という指導はできませんが、頂いたご意見を伝えるとともに、駅の無人化や無人時間帯の設定については、駅の利用者数、収支採算性だけでなく、利用者の動向、駅の設備を勘案し、利用者の利便、安全確保が出来ることを前提に慎重に設定、対応するよう指示しています。

(4) 府の現在の対応方針(福祉部・都市整備部・住宅まちづくり部)

重点整備地区バリアフリー推進連絡会議などの場を通じて、鉄道事業者に、

- ・事前に情報提供を行うこと
- ・必要に応じてあらかじめ市町村や関係団体との協議の場を設けること
- ・安全性の確保を図ることを働きかける。

2. 課題等

① 駅員の配置について

安全面と経営面を考慮した駅員配置に係る法令の整備
バリアフリー法に基づく基本構想策定に係る協議会の活用

② 既存鉄道駅のバリアフリー化について

法令の整備
バリアフリー法に基づく基本構想策定に係る協議会の活用